

令和2年3月北名古屋市教育委員会議事録

招集年月日	令和2年2月21日(金)
招集場所	北名古屋市役所東庁舎2階大会議室
開 会	令和2年2月28日(金) 午後1時30分
応招委員 (出席委員)	<p>教育長 吉田 文明</p> <p>委員(教育長職務代理者) 池山 健次</p> <p>委員 鈴野 範子</p> <p>委員 岡島 秀隆</p> <p>委員 山田 聡子</p> <p>委員 寺川 理絵</p>
不応招委員 (欠席委員)	
説明のため 会議に出席 した者の 職 氏 名	<p>教育部参事 伊藤 圭樹、教育部次長兼生涯学習課長 鳥居 竜也、</p> <p>教育部副参事兼学校教育課長 田島 孝道、スポーツ課長 酒井 英昭、</p> <p>学校教育課主幹 安井 政義、学校教育課主査 井上 公倫</p>
提出議案	<p>議案第4号 令和2年度北名古屋市教育委員会基本方針について</p> <p>議案第5号 北名古屋市教育委員会事務局組織規則の一部改正について</p> <p>議案第6号 北名古屋市立学校管理規則の一部改正について</p> <p>議案第7号 北名古屋市学校運営協議会規則の一部改正について</p> <p>議案第8号 北名古屋市立学校外国語指導助手設置要綱の制定について</p> <p>議案第9号 北名古屋市教育支援センター設置要綱の全部改正について</p> <p>議案第10号 北名古屋市教育委員会外部評価委員設置要綱の一部改正について</p> <p>議案第11号 北名古屋市豊かな学び創造推進協議会設置要綱の一部改正について</p> <p>議案第12号 北名古屋市不登校対策事業要綱の一部改正について</p> <p>議案第13号 北名古屋市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正について</p> <p>議案第14号 北名古屋市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について</p> <p>議案第15号 北名古屋市立中学校スクール・サポート・スタッフ設置要綱の一部改正について</p> <p>議案第16号 北名古屋市立学校栄養職員非常勤講師設置要綱の廃止について</p> <p>議案第17号 北名古屋市立学校非常勤講師の雇用等に関する要綱の廃止について</p>

	議案第18号 北名古屋市教育支援センター指導員に関する要綱の廃止について 議案第19号 教職員の人事異動について（非公開）
閉 会	令和2年2月28日（金） 午後3時
議 事 日 程	別紙のとおり
議 事 録 署 名 委 員	

議事録作成者.....

< 午後1時30分 開会 >

教育長（吉田文明）

只今の出席者数は6名で、定足数に達しております。よって会議は成立いたします。

只今から、令和2年3月北名古屋市教育委員会を開会いたします。

本日は、教育部長が新型コロナウイルス対策会議に、教育改革専門員が要保護児童対策地域協議会に出席のため教育委員会を欠席いたします。

日程第1、前議事録の承認を議題とします。

お諮りします。令和2年2月3日の議事録を承認することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、前議事録は事務局原案のとおり承認することに決定いたしました。各委員はご署名をお願いします。

（教育長、各委員が前議事録に署名）

教育長（吉田文明）

議事に入る前にお諮りしたいことがあります。議案第19号は、人事に関する案件でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きにより非公開とすることについて、私から発議させていただきます。また、同条第8項に討論を行わないでその可否を決しなければならないとされていますので、合わせて採決をいたします。

議案第19号教職員の人事異動について、非公開とすることにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第19号教職員の人事異動についてを非公開とします。

議案第4号 令和2年度北名古屋市教育委員会基本方針についてを議題といたします。説明をお願いします。

学校教育課主幹（安井政義）

議案第4号、令和2年度北名古屋市教育委員会基本方針について説明いたします。この案を提出するのは、北名古屋市としての教育の基本方針を示す必要があるからでございます。資料をご覧ください。始めに学校教育課となりますが、「1 基本方針」、「2 基本的理念」、「3 重点目標」につきましては、令和2年2月3日の教育委員会にて議案として提出し、承認いただいた内容となります。「4 重点目標に対する関係推進事業」について、主な事業を説明させていただきます。「(1)社会を生き抜く力を育む」でございますが、「(ア)学び支援事業」として、児童生徒へのきめ細やかな指導を行うための事業費で1億1,017万5千円計上して

おり、主に学び支援講師の件数31人分となります。「(イ)英語指導事業」につきましては、7,319万円計上しており、小学校5・6年生に対して、学級担任に代わり英語の授業を行う英語専科講師の配置、さらにALTを小学校に5人、中学校に6人配置するものです。「(ウ)特別支援事業」については、教育上特別な支援を必要とする児童生徒が、学校生活を行うための事業費で3,056万9千円計上しており、主に特別支援員19人分の件数となります。「(エ)民間プール活用事業」ですが、令和元年度に中学校1校で実施しましたが、令和2年度は小学校1校を新たに実施し、合計2校で実施するもので、事業費は1,020万9千円です。「(2)小保幼連携教育の推進」ですが、令和2年2月3日の総合教育会議において協議いただいた内容となります。「(5)教育環境の充実」ですが、「ア GIGAスクール構想事業」として、全小中学校にLAN整備を行う事業費として1億8,933万5千円を計上しています。なお、小学校5・6年生及び中学校1年生に1人1台の端末整備も併せて行いますが事業費に含まれておらず、令和2年度の補正予算で対応します。「(ウ)白木中学校校舎長寿命化改修事業」ですが、老朽化した校舎の耐久性を高めるとともに、機能を向上させるための工事を実施するための事業費として2億9,899万7千円の計上しています。なお、白木中学校の改修工事は、令和2年度と3年度の2年間の事業となります。学校教育課からは以上です。

教育部次長兼生涯学習課長（鳥居竜也）

続きまして、生涯学習課から説明させていただきますが、生涯学習課とスポーツ課の内容については、令和2年2月12日の社会教育委員会で承認いただいております。「3 重点目標に対する関係推進事業」について、令和元年度と変更がある事業を中心に説明させていただきます。「(1)学びへの参加のきっかけづくりの推進」の「ア 子育て支援の推進」の「(ア)地域・家庭の教育力活性化推進事業」の「b 子育て支援講演会」について、例年ですと、生き生き子育て講座ということで子育てに関する情報提供として参加者を募って実施しておりましたが、参加希望者から集まりにくいという意見がありましたので、参加できなかった方に、いつでも、どこでも見るように動画配信を実施いたします。次に「ウ 伝統や文化に触れる機会の推進」の「(イ)歴史民俗資料館による学習機会の提供」について、「e 地域の考古、歴史、民俗関連資料展示スペースの設置」についてですが、2階ロビーに地域の考古、歴史、民俗関連資料を常設的に展示するスペースを設置します。「(2)多様な団体等との連携・協働の推進」について、「ア 多様な団体等との文化芸術・交流活動の推進」の「(ア)文化芸術劇場」の「e 舞台芸術鑑賞教室事業」でございますが、愛知県文化振興事業団が実施する舞台芸術に、市内小学校6年生を招待し、鑑賞する機会を提供する事業です。その他につきましては、内容と予算額に大きな変更はございませんので割愛させていただきます。

スポーツ課長（酒井英昭）

続きまして、スポーツ課から説明させていただきます。「3 重点目標に対する関係推進事業」の主な事業として、「(1)ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」の「ア 体育協会推進事業」、「イ スポーツクラブ推進事業」、「ウ レクリエーション協会推進事業」この3つの事業につきましては、スポーツの推進と市民の心身の健全な発達、健康増進を図ることを目的とし、スポーツ団体に対し、補助と支援を行うものです。「エ スポーツ競技全国大会等出場者激励事業」でございますが、スポーツ競技の全国大会等に選手として出場される方に、激励金を支給するものです。「(2)スポーツ実施率の向上」についてですが、家族で参加できる

スポーツイベントの開催等として、「ア スポーツ資料展示事業」として、本市出身の元プロ野球選手の稲葉篤紀氏ゆかりの野球資料を総合体育館のロビーに展示することで、市民のスポーツ意識及びふるさと意識の醸成を図ります。「イ 東京オリンピックパブリックビューイング事業」ですが、稲葉篤紀監督率いる野球日本代表である侍ジャパンの試合を市民一同で応援するため、パブリックビューイングを実施するもので、文化勤労会館大ホールで実施予定です。「ウ 妙高市コシヒカリマラソン参加事業」ですが、本市と提携しております妙高市が主催するマラソンに参加するものです。「エ 愛知県市町村対抗駅伝競走大会参加事業」は、引き続き市代表チームを結成し、駅伝競走大会に参加するものです。「オ 北なごやRUNフェスタ事業」でございますが、今年度まで北なごやふるさとマラソンとして開催していましたが、更に発展させるため、来年度から内容と大会名称を変更し、リニューアルをしたいと考えております。個人種目に加え、団体種目など、多様なRUN種目の実施を考えております。また、企業からの参画を募り、地域と企業の絆を深めるものになるように進めていきたいと考えております。「カ 北名古屋市民体育祭事業」ですが、市民の企画・運営により実施するものです。「(3)スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保」について、「ア スポーツ指導者の育成事業」は、各スポーツ団体に対しスポーツ指導者資格の取得と取得に対する支援を実施し、中学校部活動指導員登録制度への積極的な登録を促します。「イ スポーツ推進員の育成事業」ですが、スポーツ推進員の資質向上や市民へのスポーツ指導、市の事業への参画等、活動の場の確保に努めるものです。「(4) スポーツ施設の充実と学校体育施設の有効活用の促進」でございますが、スポーツ課が所管しておりますスポーツ施設の適切な維持管理及び利便性の向上のための改善を行い、有効利用の促進を図るものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

教育長（吉田文明）

内容が盛りだくさんとなっておりますが、何かご質問等ございませんか。

（岡島委員挙手）

教育長（吉田文明）

岡島委員、お願いします。

教育委員（岡島秀隆）

G I G Aスクール構想について、校内LANは無線と有線のどちらを整備しますか。

学校教育課主査（井上公倫）

基幹は有線で整備しますが、各教室は無線での整備となります。

教育長（吉田文明）

お諮りいたします。議案第4号について、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第4号令和2年度北名古屋市教育委員会基本方針については承認されました。

次に、議案第5号 北名古屋市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてを議題とします。説明をお願いします。

学校教育課主幹（安井政義）

議案第5号、北名古屋市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてご説明申し上げます。この案を提出するのは、小学校並びに保育所、認定こども園及び幼稚園との連携強化を図るため、学校教育課の所掌事務の追加に伴い、本規則の一部を改める必要があるからでございます。資料の最終ページの改正理由をご覧ください。小学校並びに保育所、認定こども園及び幼稚園との連携強化及び調整を図るため、学校教育課の所掌事務の追加に伴い、本規則の一部を改める必要があるため、学校教育課の所掌事務中にこの文言を追加する改正となります。説明は以上となります。ご審議賜りますようお願いいたします。

教育長（吉田文明）

何かご質問等はございませんか。

（しばらくの間）

教育長（吉田文明）

お諮りいたします。議案第5号につきまして、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第5号 北名古屋市教育委員会事務局組織規則の一部改正については承認されました。

次に、議案第6号 北名古屋市立学校管理規則の一部改正についてを議題とします。説明をお願いします。

学校教育課主幹（安井政義）

議案第6号、北名古屋市立学校管理規則の一部改正についてご説明申し上げます。この案を提出するのは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行され、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が告示されたことに伴い、本規則の一部を改める必要があるからでございます。資料を1枚おめくりください。北名古屋市立学校規則の一部を改正する規則の中段、第36条を読み上げます。教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条に規定する教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うとあります。時間の管理

として、「(1)1月について45時間」、「(2)1年について360時間」とする規定を設けるものでございます。第2項を読み上げます。教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うとあります。時間の管理として「(1)1月について100時間未満」、「(2)1年について720時間」、「(3)1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月あたりの平均時間について80時間」、「(4)1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月」と規定しております。第3項につきましては、業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずることが規定されております。説明は以上となります。ご審議賜りますようお願いいたします。

教育長（吉田文明）

国の法律が改正され文部科学省がガイドラインを示していたのですが、そのガイドラインを指針に改めました。このことにより、各都道府県及び市町村が規定を定めるものであり、職員の健康維持管理を適切に行う必要があるため、規則の一部を改正するものです。何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（吉田文明）

お諮りします。議案第6号について、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第6号 北名古屋市立学校管理規則の一部改正については承認されました。

次に、議案第7号 北名古屋市学校運営協議会規則の一部改正についてを議題とします。説明をお願いします。

学校教育課主幹（安井政義）

議案第7号、北名古屋市学校運営協議会規則の一部改正についてご説明申し上げます。この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されることにより、関係条文の整備をするため、本規則の一部を改める必要があるからでございます。資料の新旧対照表をご覧ください。下線部分が改正となった箇所となりますが、根拠法令の改正に伴い、47条の6が、47条の5に改められるものでございます。説明は以上となります。ご審議賜りますようお願いいたします。

教育長（吉田文明）

上位法の改正に伴い、本規則の改正が必要となったものでございます。何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（吉田文明）

お諮りします。議案第7号について、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第7号 北名古屋市学校運営協議会規則の一部改正については承認されました。

ここで、お諮りしたいことがございます。議案第8号から議案第18号については、会計年度任用職員制度の導入により、関係する要綱を整理したものとなりますので、一括審議とさせていただきます。ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

異議なしと認め、一括審議とさせていただきます。では、議案第8号から議案第18号まで、説明をお願いします。

学校教育課主幹（安井政義）

議案第8号、北名古屋市立学校外国語指導助手設置要綱の制定についてご説明申し上げます。この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、会計年度任用職員制度導入に対応するため、本要綱を定める必要があるからでございます。次ページをご覧ください。北名古屋市の非常勤職員等の任用に関する制度の明確化に伴い、関係する要綱を示したものでございます。ALTにつきましては、新たに制定するものとなります。

議案第9号、北名古屋市教育支援センター設置要綱の全部改正についてご説明申し上げます。この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、会計年度任用職員制度導入に対応するため、本要綱の全部を改める必要があるからでございます。北名古屋市教育支援センターについての設置要綱について、会計年度任用職員制度の関係で、内容を見直し、全部改正という形で提案させていただくものです。

議案第10号、北名古屋市教育委員会外部評価委員設置要綱の一部改正についてご説明申し上げます。この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、特別職の任用基準が厳格化されたことにより本要綱の一部を改める必要があるからでございます。新旧対照表をご覧ください。右側の旧の下線部分「非常勤の特別職として」という文言がありましたが、今回の改正により文言を削除するとともに、守秘義務について規定したものでございます。

議案第11号、北名古屋市豊かな学び創造推進協議会設置要綱の一部改正についてご説明申

し上げます。この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されることにより、関係条文の整備をするため、本要綱の一部を改める必要があるからであるからでございます。第7号議案でご承認いただきました北名古屋市学校運営協議会規則の一部改正に関連する要綱となります。新旧対照表をご覧ください。根拠法令の改正に伴い、47条の6を、47条の5に改めるものでございます。

議案第12号、北名古屋市不登校対策事業要綱の一部改正について説明いたします。この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、特別職の任用基準が厳格化されたことにより本要綱の一部を改める必要があるからでございます。資料の最終ページの説明書をご覧ください。特別職の任用基準が厳格されたことによるもので、「非常勤の特別職」の文言を削除し、守秘義務について規定したものです。

議案第13号、北名古屋市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正についてご説明申し上げます。この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、会計年度任用職員制度導入に対応するため、本要綱の一部を改める必要があるからでございます。資料の最終ページの説明書をご覧ください。会計年度任用職員として任用するための改正となります。

議案第14号、北名古屋市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正についてご説明申し上げます。この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、会計年度任用職員制度導入に対応するため、本要綱の一部を改める必要があるからでございます。資料の最終ページの説明書をご覧ください。会計年度任用職員として任用するための改正となります。

議案第15号、北名古屋市立中学校スクール・サポート・スタッフ設置要綱の一部改正について説明いたします。この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、会計年度任用職員制度導入へ対応するため並びにスクール・サポート・スタッフを新たに小学校へ設置するために、本要綱の一部を改める必要があるからでございます。資料の最終ページの説明書をご覧ください。設置について、市内の中学校に加え、小学校に対してもスクール・サポート・スタッフを設置できるようにすることと、身分について、会計年度任用職員として任用するための改正となります。

議案第16号、北名古屋市立学校栄養職員非常勤講師設置要綱の廃止についてご説明申し上げます。この案を提出するのは、北名古屋市立学校に在籍する学校栄養職員における任用について適用がないため、本要綱を廃止する必要があるからでございます。こちらにつきましては、学校栄養職員として任用する機会が無いため廃止するものです。

議案第17号、北名古屋市立学校非常勤講師の雇用等に関する要綱の廃止についてご説明申し上げます。この案を提出するのは、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員として適用されるため、本要綱を廃止する必要があるからでございます。こちらにつきましては、会計年度任用職員の規定の関係で、この要綱が不要となったことによる廃止でございます。

議案第18号、北名古屋市教育支援センター指導員に関する要綱の廃止についてご説明申し上げます。この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、会計年度任用職員制度導入に対応するため、教育支援センター指導員を教育支援センター設置要綱に規定し、本要綱を廃止する必要があるからでございます。議案第9号の教育支援センター関係の要綱で説明させていただきましたが、その要綱に指導員についての規定があ

るため、この要綱が不要となり廃止するものです。以上、議案第 8 号から議案第 18 号までの説明となります。ご審議賜りますようお願いいたします。

教育長（吉田文明）

会計年度任用職員の関係で、文言の修正が必要となった改正、表現を統一した改正、廃止する要綱の説明でした。何かがご質問等ございませんか。

（鈴野委員挙手）

教育長（吉田文明）

鈴野委員、お願いします。

教育委員（鈴野範子）

スクールソーシャルワーカーは、スクールカウンセラーと役割が重複するようなことはありませんか。

学校教育課主幹（安井政義）

スクールカウンセラーは各学校において、児童生徒・保護者・教員からの相談に対応しています。スクールソーシャルワーカーは、学校での相談も受けますが、児童生徒の置かれている環境面について、福祉部門と連携する役割を持っており、活動分野が異なります。

教育長（吉田文明）

スクールカウンセラーは専門的で、スクールソーシャルワーカーはオールマイティな対応をしています。学校としては、スクールソーシャルワーカーの方が相談しやすいのではないかと思います。一方で、子どもたちの心の問題というのは奥が深いので、その問題となってきますと、スクールカウンセラーの専門分野になります。互いに連携することで上手く機能するのではないかと思います。

教育委員（岡島秀隆）

スクールソーシャルワーカーの職務内容が詳細に記載されておりますが、役割分担を明確にする必要があるためですか。

教育長（吉田文明）

要綱では、職務内容を明確にする必要があります。

お諮りします。議案第 8 号から第 18 号につきまして、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第 8 号 北名古屋市立学校外国語指導助手設置要綱についてから、議案第 18 号北名古屋市教育支援センター指導員に関する要綱の廃止については、承認されま

した。

教育長（吉田文明）

非公開としました、議案第19号 教職員の人事異動についてを議題とします。説明をお願いします。

（内容については非公開）

教育長（吉田文明）

以上で、議事を終了とします。

教育長（吉田文明）

それでは、日程第3、教育長報告に移ります。(1)会議・行事等の報告となりますが、別紙をご覧ください。2月3日から2月26日までに出席した会議等となります。尾張部都市教育長会議が、2月6日に清須市で開催されました。その時の県教育委員会のあいさつ要旨を配布させていただきました。給特法の改正については、指針が定められたということと、1年後に変形労働時間制が開始されるというものです。ICT環境の整備については、国の方針を踏まえ整備を支援する体制を整えていくというものです。運動能力テストの結果については、愛知県が全国最下位のため何とかしなければということでした。交通安全とインフルエンザ予防については、交通事故については昨年度ワースト2位という状況であり、引き続き交通安全確保に努めて欲しいとのことでした。次期教育基本計画については、本市においては、県の計画も参酌していますが国の計画に沿った計画を昨年度策定しました。公立高等学校入学者選抜については、大きな変更はございませんでした。以上となりますが、何かご質問はございませんか。

（しばらくの間）

教育長（吉田文明）

それでは、その他報告に移ります。コロナウイルスの関係について、説明してください。

教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）

資料をご覧ください。新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応ということで、2月25日付の文書となります。第二報として、児童生徒本人が感染した場合についての対応となります。感染した児童生徒が、発熱や咳などの症状が出ている状態で登校した場合には、学校の設置者は学校保健安法第20条に基づく学校の一部または全部の臨時休業を速やかに行うこと。臨時休業の規模及び期間については、都道府県と十分相談することとなっております。また、学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方についても2月25日時点のものとなります。この通知を受けて本市の対応を示した資料が添付してあります。卒業式については来賓出席を無しとし、卒業式を開催するというので2月27日現在の対応をお示ししております。3月3日の中学校の卒業式の参加人数ですが、この時点では、卒業生・教職員・在校生・保護者のおおよその人数を記載しておりますが、本日2月28日現在という表を作成し、現在教育部長が会議に出席しておりますが、卒業式の出席者については、卒業生・教職員・保護者のみ

の出席と変更しました。

教育長（吉田文明）

次の資料をご覧ください。愛知県教育委員会事務局長から2月28日付で文書が届き、愛知県教育委員会の考え方として、「(1)小・中学校及び義務教育学校は、令和2年3月2日から春休みまでを臨時休業とする。」、「(2)卒業式については、感染予防のための措置や式典の簡素化など、万全の対応を取ったうえで、予定されている期日に実施する。」と示されました。本市においては、本日午前中に検討した結果、次ページの「新型コロナウイルスに関連した感染症予防のための臨時休業等について」という文書を発出しました。読み上げます。国・県より、全国の全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、来週3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう要請がなされました。つきましては、本市におきましても、下記のような取扱いとさせていただきますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。1の取扱いとして、春休みまで臨時休業とし、卒業式については開催するというご案内になります。次の資料が、「臨時休業に伴う卒業式の開催について」となりますが、3月3日に開催しますが、参加者は卒業生・職員、保護者は2名までに限定するものです。来賓と在校生の参加はありませんという案内になります。次の資料が、「臨時休業に伴う今後の家庭生活について」という文書になりますが、ここに示した内容に注意し家庭生活を送ってくださいという案内になります。資料は中学校版のみですが、今後小学校版も作成することになります。現在の市の対応として、以上のような対応をとっております。何かがご意見等ございませんか。

（岡島委員挙手）

教育長（吉田文明）

岡島委員、お願いします。

教育委員（岡島秀隆）

3学期の成績処理はどうなりますか。

教育部参事（伊藤圭樹）

テストは、既に終わっています。

教育長（吉田文明）

文部科学省からの通知文の2ページをご覧ください。教育課程に関することについて記載がありますが、学習に著しい遅れが生じることの無いよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮することとありますが、とても難しい問題です。各学校で出来る範囲で補習等を実施すると思います。次に記載がありますが、児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお、このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこととあります。過去にインフルエンザ等による長期休業があった場合は、土曜日とか夏休みに時間を取って補習を行いました。今後、各学校において対応すると思いますし、対応しなければなりません。今は、どの様に休業に入るかで現場は精

一杯ですが、来週からは教育課程に関することを考えていくことになると思います。

教育委員（岡島秀隆）

私学の高校入試は終わっていますか。

教育部参事（伊藤圭樹）

私学は終わっていますが、公立高校は3月から始まります。

教育長（吉田文明）

中学校3年生については成績が出ていますので、1・2年生について成績処理を進めていく必要があります。

教育委員（寺川理絵）

国は、働いているお母さんが多いということで支援すると発表していますが、現実的には難しいと思います。祖父母に預けることができないようなケースについて、どう対応しますか。

教育長（吉田文明）

基本的には、両親のどちらかが仕事を休んでいただくというのが国の考え方です。世の中全体でこの取組をサポートし、乗り越えていこうとするものです。互いにリスクを背負うしかない、子育て中の保護者にもリスクを背負っていただくしかないと思います。本市もそのような考えを踏まえ対応してまいります。幼稚園・保育園は開園し、児童クラブは小学校3年生までの実施としております。なお、児童クラブについては、夏休み期間中と同じく8時間の受け入れのための準備をしており、そのために学校の空き教室を貸して欲しいと申し入れがあり、空き教室の利用を許可しました。しかし、見守る先生や支援者が集まるかの問題があります。現状、できる限りの最大限の準備を進めていますが、今後、国や県から新たな方針が示された場合には柔軟に対応していきたいと考えています。

教育委員（寺川理絵）

小学校3年生までは対応いただけるのですが、4年生以上が家で留守番等となると、外へ遊びに行ってしまうことも生じてくるのではないのでしょうか。

教育長（吉田文明）

最近報道がありました4時禁ルールというのが、そのようなことになります。家庭で判断することをなぜ学校が決めていたのが話題になりました。本市については実施しておりませんでした。今回は外出を禁止する以前に、子どもたちがこの状況をどう捉えるのか、もし自分が知らないうちに保菌者になっていたら、外に出ることによって他人も保菌者になってしまう可能性があります。知らないうちになってしまいます。知らないから良いということではありません。日本中がこの問題を乗り越えるために、自分をコントロールする必要があるということ、大人が持っている危機感として子どもに伝える良い機会だと思います。この事は校長先生に伝えました。

教育部参事（伊藤圭樹）

補足となりますが、先ほどご覧いただきました保護者宛ての文書に、月曜日から金曜日のいわゆる授業日については、自宅で家庭学習をするようにとお願いしております。これを一律強制的に何時までとかにすると、違う問題も発生いたします。日本全国の有事でありますから、そういう状況の中で、お子さんについては自宅で家庭学習に取り組むようお願いしております。

教育委員（山田聡子）

保護者もパニックになってしまい、先生方に言ってくる方も多いと思います。しかし、これは未知のことについて皆で取り組んでいますので、報道もいろいろありますが、国が決めた以上、それに向かって最善を工夫していくことが大事であり、その辺りも踏まえて対応していただければと思います。

教育長（吉田文明）

今後も引き続き、対応について協議していきたいと思います。対応方法について異論も出てくるとは思いますが、そこは話し合っていかなければならないと思います。

教育委員（岡島秀隆）

保健衛生教育を進めていただきたいと思います。児童クラブの活用の話がありましたが、多くの子どもが集まり集団感染となってしまうたら、本来の趣旨と違う結果になってしまいますので、教室を使用する等の対応が必要だと思います。

教育長（吉田文明）

ご意見のとおりで、児童クラブから、学校の教室を貸して欲しいと申し出がありました。よって、学校の教室を開放します。一番懸念しているのは、自分の子どもの健康管理をしないで児童クラブに参加させることにより、感染のリスクが高まることです。参加するに当たり、十分注意していただく必要があると考えています。

教育委員（池山健次）

幼稚園が対象外となっていますが、地方自治体によって対応は分かりますか。

教育長（吉田文明）

幼稚園は学校教育法の枠組みであり、小中学校は休業で、幼稚園は開園というのは矛盾していると思います。国の通知が届くまでは、幼稚園・保育園とも休園だと思っておいたので、対応は自治体によって異なります。

教育委員（寺川理絵）

幼稚園・保育園の先生もお子さんがいらっしゃる方もいると思います。自分の子どもがいるのであれば仕事を休むことになると思います。そうすると先生が足りなくなり、子どもたちを狭い空間の中で見ることになり、感染リスクが高まるのではないかと心配です。

教育長（吉田文明）

矛盾はありますが、対応しないより対応した方が良いという判断です。後は、保護者が自分の子どもの健康管理をしっかりとする。体調が悪ければ、児童クラブへの預かりをしないということが大切だと思います。

教育委員（山田聡子）

図書館や体育館は、どう対応しますか。

教育長（吉田文明）

できるだけ接触を避けるという観点から閉館いたします。施設については、3月末まで閉館するという方向で進んでおり、本日決定する予定です。

教育委員（池山健次）

報道では、この1、2週間が山場とされていますが、明らかに収まるようなことがあれば、国は終息宣言みたいなものは出すのでしょうか。

教育長（吉田文明）

終息宣言はもう少し後になると思いますが、何らかの声明はあると思います。

教育委員（池山健次）

そのような声明があった場合には、施設の開館を再開することになりますか。

教育長（吉田文明）

現状では不明ですが、そうなると思います。2週間というのも経験則に基づいていますが、データとしては、私たちが使用している感染症の手引きという冊子のウイルスというところに書いてあります。しかし、今回のケースについては不確かなところもあります。国は基本方針を示しましたが、以前の行動計画を見直して作り直しています。それに今回のような事案に対する対応の仕方が書いてあり、ほぼそれに則り国は対応しています。本市についても同様のものを作っており、概ね則っています。そういうチェック項目がないと非常に対応が難しくなります。

教育部次長兼生涯学習課長（鳥居竜也）

生涯学習課の対応状況ですが、2月25日の事務連絡を受けまして、市の主催事業、市の共催事業、市の関係する団体の事業につきましては自粛を要請する形で進めております。基本的には資料にありますとおり、全ての事業を中止とします。検討中の事業としては、「グアム英語研修ツアー」と「みょうこうわくわくスノーキャンプ」の2件です。相手方があることであり検討中です。グアムにつきましては、現在代理店及び政府観光局を調べておりまして、グアム大学が受け入れをしていないのではないかと情報がありましたので、確認したところ、グアム大学については受け入れているという確認は取れました。しかし、3月上旬まで様子を見ようということになっております。放課後子ども教室については、学校と連動するため中止とします。放課後子ども教室と連携しています児童クラブについては、継続して実施します。児童館を閉館しますので、児童館と放課後子ども教室の職員を児童クラブに派遣し、体制を整

えてまいります。児童クラブの申込者は約1,020人、3年生以下は840人、4年生から6年生が180人です。どれくらい利用するか分かりませんが、なるべく学校の教室を利用させていただき、人と人の距離が保てる環境を作れるようにしたいと考えています。

スポーツ課長（酒井英昭）

総合体育館トレーニング室につきましては、3月末までの利用を中止いたします。なお、本日の会議の結果によっては全館休館という可能性も含んでおります。イベント及び会議になりますが、イベントについては中止、会議については資料の配布をもって対応できるものは中止となっておりますが、体育協会理事会については、4月以降の協会の事業内容の会議であるため会議を実施するものです。また、4月以降の体育施設の利用抽選会については、消毒液の確保等をしながらか実施をしたいと考えております。

教育長（吉田文明）

グアムの英語研修ですが、グアムに行ってみたら入国できなかったとか、日本に帰って来れなくなる可能性がありますか。

教育部次長兼生涯学習課長（鳥居竜也）

現在、入国審査にてサーモグラフィーの検査をやっており、観光客は入国させています。グアムの教育省の方から、感染症発生国からの学生の受け入れはなるべく中止して欲しいとの要請はありますが、それは受け入れ側の学校にお任せしているという状況です。しかし、今後、状況は変化すると思います。

教育長（吉田文明）

適切な判断をお願いします。

教育部次長兼生涯学習課長（鳥居竜也）

委託業者の関係もあり、打合せが出来ていない状況でございますが、行政側としては中止の方向性で進めたいと思います。

教育長（吉田文明）

誰が責任を持っているかの話をしますと、学校で感染症が発生した場合、出席停止を命じるのは校長、学校全体の閉鎖を命じるのは教育委員会です。今回のケースでは、通知が届いており、県と相談するようにと示されています。市単独で決定してはいけないと示されています。インフルエンザの場合は市で意思決定を行い、結果を県に報告しています。

教育長（吉田文明）

以上で報告を終わります。

連絡事項について、事務局説明してください。

学校教育課副参事（田島孝道）

- 令和元年度退職辞令伝達式と令和2年度教職員辞令伝達式について
- 令和2年度学校訪問日程（案）について
- 次回の会議について

教育長（吉田文明）

以上で本日予定しておりました日程は、全て終了しました。これをもちまして、令和2年3月北名古屋市教育委員会を閉会とします。

< 午後3時 閉会 >